

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成20年8月22日
【事業年度】	第165期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	尾張精機株式会社
【英訳名】	OWARI PRECISE PRODUCTS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 木村進一
【本店の所在の場所】	名古屋市東区矢田三丁目16番85号
【電話番号】	(052)721 - 7131(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部部长 児玉啓二
【最寄りの連絡場所】	愛知県尾張旭市下井町はねうち2345番地の1
【電話番号】	(0561)53 - 4121(代表)
【事務連絡者氏名】	総務部部长 児玉啓二
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成20年6月27日に提出いたしました第165期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(7) 省略

訂正後の(8)は、記載しておりませんでした。

(8)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況
(本文省略)

(訂正後)

(1)～(7) 省略

(8)株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(9)会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況
(本文省略)